



岩礁破碎等許可申請書

沖防第2769号
平成26年7月11日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

住 所 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
氏 名 沖縄防衛局長 武田 博史



下記により岩礁破碎（土砂採取、砂れき採取、岩石採取）の許可を受けたいので、申請します。

記

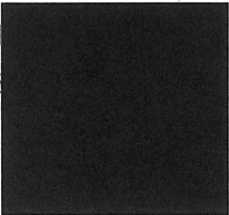
- 1 目 的：普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事
- 2 漁業権の免許番号：共同第5号
- 3 区 域：別添資料
- 4 期 間：許可の日から平成29年3月31日まで
- 5 補償の措置
漁業補償妥結済み
- 6 その他参考事項
特になし



平成26年 6月 6日
名漁協発第53号

沖縄防衛局長
武田博史殿

名護漁業協同
代表理事組合長 古瀬



普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書について(回答)

平成26年4月15日付け沖防第1553号をもって依頼を受けたことについては異議なく同意する。

この写しは、原本と
相違ないことを証明する。
平成26年7月11日
沖縄県中頭郡嘉手納町290番地9
沖縄防衛局長 武田博史

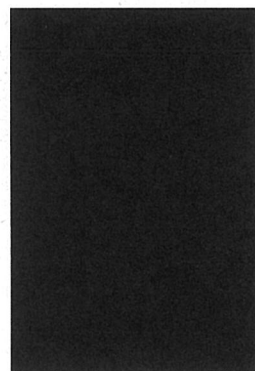


平成26年度臨時総会

平成26年5月30日



名護漁業協同組合



臨時総会議事録

1. 総会の種類 臨時総会
2. 招集通知年月日 平成26年5月22日
3. 開催日時 平成26年5月30日(金)午後1時30分
4. 開催場所 城公民館(名護市城二丁目16-19)
5. 組合員数 113名 正組合員 87名
准組合員 26名
6. 出席組合員数 正組合員数 69名
委任状出席 15名
准組合員数 8名

7. 平成26年度臨時総会提出議案

第1号議案 普天間飛行場代替施設建設に係る岩礁破碎等の同意について

第2号議案 キャンプシュワブ提供水域の一部見直しについて(意見書)

第3号議案 漁業権等行使制限水域の承諾について

附帯決議 本日の決議事項中、組合員の権利義務に関しない軽微な事項の修正及び違算、誤記の訂正並びに法令その他行政庁の処分又は、これに基づく指示による場合に必要な字句の修正を組合長に一任する。

8. 議事の経過

これより臨時総会を始めます。最初に組合長のあいさつをお願いします。

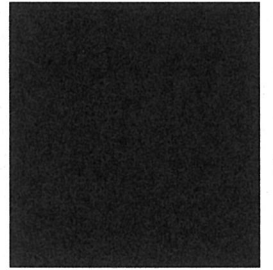
【あいさつ】

組合長ありがとうございました。つづいて出席組合員数の報告です。

本組合員数は113名で、うち正組合員は87名であります。只今の正組合員の出席数は本人出席69名、委任状出席15名、合計84名で定款39条に基づく定足数に達していますので本日の総会は成立したことを報告致します。

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明する。

平成26年6月
名護漁業協同組合
代表理事 古波蔵



議長選任を組合長お願い致します。

これから議事に入りますが、議事に入る前に出席正組合員の中より議長を決めたいと思いますがどなたかいらっしゃいますか。いないようなので、皆様の異論がなければ私の方から指名させて頂いてもよろしいでしょうか。


【異議なしの発生】

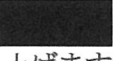
私の方から指名させて頂きます。

【異議なしの発生】

にお願いしたいと思いますがいかがですか。


【異議なしの発生】

それでは、 お願いします。

ただ今、議長に選任されましたです。本日の総会が円滑に運営されますよう皆様のご協力お願い申し上げます。議事に入ります前に議事録署名人についてご報告致します。定款第46条の規定により、議事録署名人は、議長及び出席した理事全員となっていますので宜しくお願いします。また、採決は、規約10条に基づき挙手・起立・投票のいずれかの方法によるものとさせていただきますが、本日は挙手により行いたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なしの発生】

これより議事に入ります。第1号議案普天間飛行場代替施設建設に係る岩礁破碎等の同意について説明をお願いします

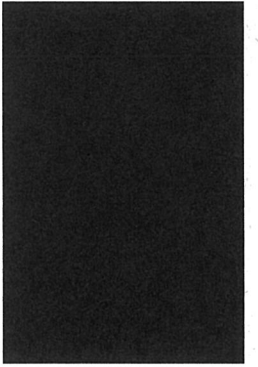
(より資料読上げ説明)

担当より説明がありましたが、普天間移設関連工事すべてに対する岩礁破碎等についてご承認下さいとのことです。

ただいま、第1号議案について議案説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明

平成26年6月
名護漁業協同組合
代表理事 古波藤



はございませんか。ありましたら挙手にてお願い致します。

(異議なしの発生の後に)

ご質問がないようですので、これより採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手お願いいたします。

(挙手により賛否)【事務局確認・報告】

(議長) 賛成 82 票により決議されました。

続きまして第2号議案キャンプシュワブ提供水域の一部見直しについて説明をお願いします。

(より資料読上げ説明)

平島、長島の水路は使えなくなるとの事ですか。

使えなくなるとの事ではなく、意見照会ですので使えるように意見を回答したいと思います。

漁場の関係で宜野座方面に行く場合、平島の航路を通っていたけど通れなくなるのですか。

漁船制限等に関する法では通れなくなるのですが通れるように意見を行いたいと思います。

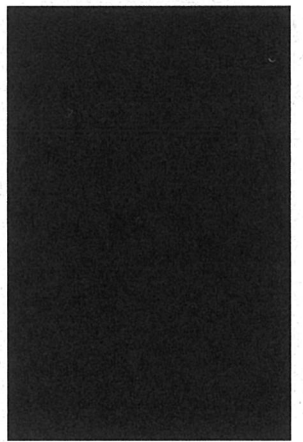
法的には、制限水域ですが、名護漁協又は名護漁協が許可したプレジャーボート等を含め航行できるように意見書に盛り込みたいと思います。

汚濁防止膜が設置されると通れなくならないですか。

2号議案とは関係ないのですが、汚濁防止膜は赤土等の流失を阻止するために必要なものです。

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明する。

平成26年6月6日
名護漁業協同組合
代表理事 古波蔵



工事に伴って航行が制限されるとの事ですよ。

工事が始まった時に汚濁防止膜を設置するとの事です。

只今、1号議案と2号議案が混合していますが、2号議案についてお願いいたします。

航路を利用しているので工事をするのであれば通れなくなりますよね。

工事期間中は通れなくなると思う。

工事全体が一気に入る事はありません。部分工事になると思うので通れなくなる可能性があるとの事です。

細かい工法等分らないと意見を出せない。

組合長が説明にあったようにすべて岩礁破砕も補償の対象になるとのことで話しはしてきましたが先程は[]の意見ですのでこれから皆さんの質問に移りたいと思います。

拡大される提供水域の漁業補償についてこれから行われるのですか。

今回補償の中身に関して、消滅補償、影響補償、制限補償があります。提供水域の範囲に関しては制限補償の中に含まれております。

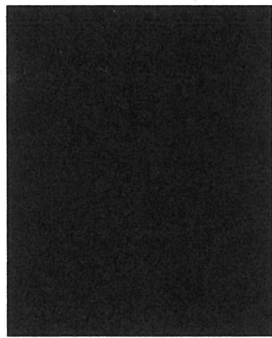
ただいま、第2号議案について議案説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。ありましたら挙手にてお願い致します。

(異議なしの発生の後に)

ご質問がないようですので、これより採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手お願いいたします。

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明する。


平成26年6月
名護漁業協同組
代表理事 古波



(挙手により賛否)【事務局確認・報告】

(議長) 賛成 82 票により決議されました。

続きまして第3号議案漁業権等行使制限水域の承諾について説明をお願いします。

(より資料読上げ説明)

ただいま、第3号議案について議案説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等
はございませんか。ありましたら挙手にてお願い致します。

2号議案と3号議案の違いを説明をお願いします。


2号議案は意見書として提出します。3号議案は提供水域に広げて良いです
との同意議案となります。

ご質問がないようですので、これより採決に入りたいと思います。賛成の方は
挙手にてお願いいたします。

(異議なしの発生の後に)

(挙手により賛否)【事務局確認・報告】

(議長) 賛成 82 票により決議されました。

) では、最後に本日の総会における付帯決議案を提案いたします。ご承認をいた
だきたいと思えます。

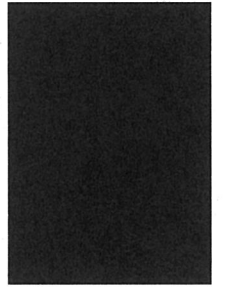
より付帯決議案を読み上げる)

付帯決議案

本日の決議事項中、組合員の権利義務に関しない軽微な事項の修正及び違算、
誤記の訂正並びに法令その他行政庁の処分又は、これに基づく指示による場合に
必要な字句の修正を組合長に一任する。

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明する。

平成26年6月6日
名護漁業協同組合
代表理事 古波蔵



付帯決議について原案とおりに決定してよろしいでしょうか。

(事務局確認)

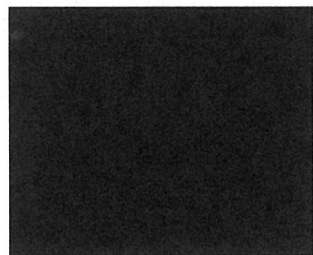
ご承認ありがとうございました。それでは付帯決議案は原案とおりに決定いたします。以上をもちまして、本日の提出議案に係る議事を終了いたします。ありがとうございました。

この議事録抄本は原本と
相違ないことを証明する。

平成26年6月6日

名護漁業協同組

代表理事 古波





以上の議事の経過及びその結果を記載し、議長及び出席理事全員が以下に署名押印する。

平成26年5月30日

議長

組合長

理事

理事

理事

理事

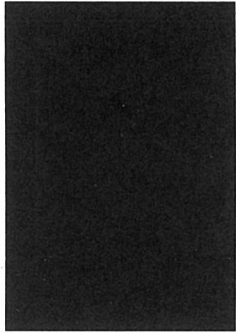
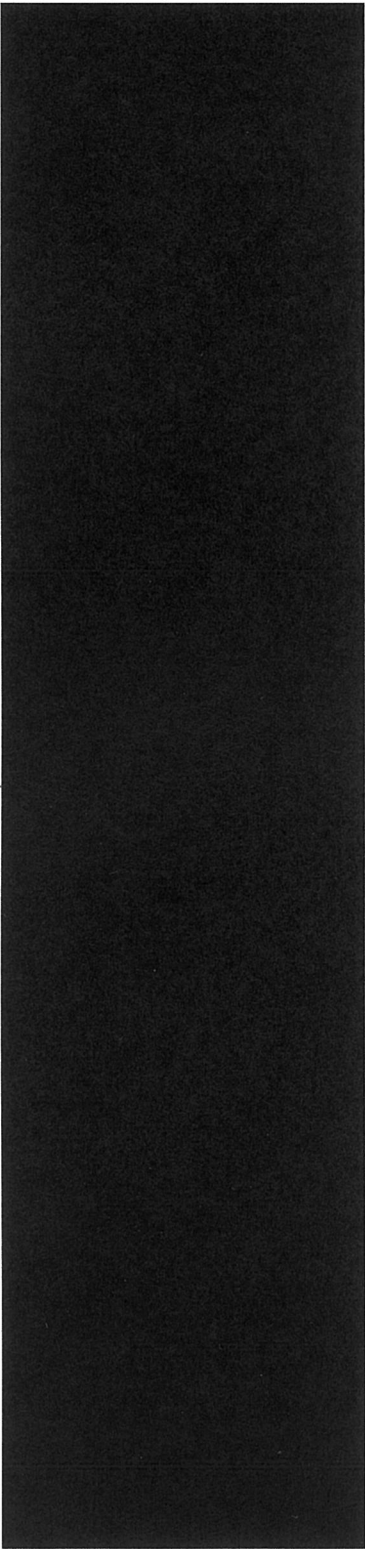
理事

理事

理事

理事

理事



この議事録抄本は原本と

相違ないことを証明

平成26年6月

名護漁業協同組合

代表理事 古波



宜漁協第 15 号
平成26年6月5日

沖縄防衛局長 殿

宜野座村漁業協同組合
代表理事組合長 城間盛

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書に添付する
隣接漁業権者の意見書

平成26年4月15日付沖防第1554号により求められた意見について、
下記のとおり回答します。

記

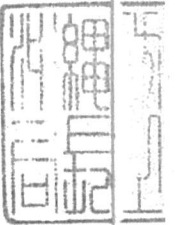
私達、宜野座村漁業協同組合員一同は日本国民として国防
の意義は十分認識しています。

しかし、漁業を生業としている私達にとって辺野古地先海
域を埋め立てて普天間飛行場代替施設を建設する事業に対
し無条件で同意するわけにはいきません。また、環境影響評
価書についても隣接漁業権者の私達に何の説明や話し合い
もなく進められたのは納得いきません。

よって国として、私たち漁民の立場をご理解頂き、国民の
ための国家として十二分なる責務を果して頂きますよう切
にお願い申し上げます。

尚、共同第7号漁業権内の金武漁業協同組合と石川漁業協
同組合から別添のとおり意見書が提出されておりますので
申し添えておきます。





1. 凡在本行辦理各項業務之客戶

均應遵守本行各項規章制度

如有違反者本行將依法究辦

特此聲明

中國銀行總行

一九九九年一月一日

總行營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

營業部

意見書

岩礁破碎に当たっては、周辺漁場への汚染等が生じないように万全を期すこと。

また、普天間飛行場代替施設建設事業により、共同7号に影響が生じた場合には確実に漁業影響補償を支払うこと。



沖縄県金武町字金武4363
金武漁業協同組
代表理事組合長 許田正



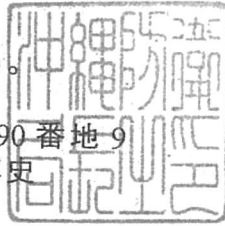
石川漁業協同組
代表理事
組合長 若津武



この写しは、原本と
相違ないことを証明する。
平成26年7月11日
沖縄県中頭郡嘉手納町290番地9
沖縄防衛局長 武田 博史



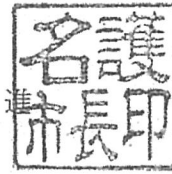
この写しは、原本と
相違ないことを証明する。
平成26年7月11日
沖縄県中頭郡嘉手納町290番地9
沖縄防衛局長 武田 博史



名広渉第 84 号
平成 26 年 6 月 26 日

沖縄防衛局
局長 武田 博史 殿

名護市長 稲嶺 進



普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書に添付する意見書について (回答)

平成 26 年 4 月 11 日付け沖防第 1486 号で照会のありました件につきまして、下記の理由により、反対します。

記

- 1 当該岩礁破碎等予定水域を含む公有水面埋立に対する沖縄県知事の承認について、公有水面埋立法上の基準に適合している根拠が明確に示されていないこと。
- 2 当該岩礁破碎等により辺野古川の流末が辺野古漁港に隣接することで、川から流出された土砂が航路上に堆積する等、漁港の利用上重大な支障が生じるおそれがあるにもかかわらず、漁港管理者と調整がなされておらず、また、沖縄県知事が埋立承認の際に漁港漁場整備法第 39 条第 8 項の規定による同意を漁港管理者から得ていないこと。
- 3 当該岩礁破碎等により辺野古川河口部が狭くなる等、影響が及ぶおそれがあるにもかかわらず、河川管理者との調整がなされていないこと。
- 4 当該岩礁破碎等により漁業従事者の操業のみならず航行等にも支障が生じることに加え、近隣における海洋レジャー等、本市の産業に重大な影響を及ぼすと思料されること。
- 5 当該岩礁破碎等予定水域における文化財の調査が実施されていないこと。



担当窓口 名護市 企画部
広報渉外課 基地対策係
TEL 0980-53-1212(208)

漁場汚濁防止協定書

沖縄防衛局長（以下「甲」という。）と名護漁業協同組合（以下「乙」という。）は「普天間飛行場代替施設建設事業」に関し、次のとおり「漁場汚濁防止協定」を締結する。

第1条 甲は、「普天間飛行場代替施設建設事業」の実施にあたっては、未然に漁場汚濁を防止するため必要な措置を講じ、関係漁業者に被害を与えないよう最大の努力をする。

第2条 甲は、本工事により漁場汚濁が生じた場合、直ちに工事を中断し被害を最小限に止める措置を講ずるとともに、乙及び関係機関と協議し、その指示に従うものとする。

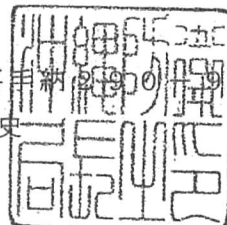
第3条 本工事以外に起因する汚濁については、甲は責任を負わない。ただし、本工事の原因で生じたと認められる汚濁については、甲乙協議して被害の措置を定める。

第4条 この協定に定めるもののほか、不測の事態が生じた場合は甲乙協議して定める。

附 則 本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

平成26年 6月 6日

甲 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
沖縄防衛局長 武田 博史



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成26年 7月 11日

沖縄県中頭郡嘉手納町 290番地9
沖縄防衛局長 武田 博史



沖縄県名護市城3丁目1番1号
名護漁業協同組合
代表理事組合長 古波蔵



■位置図及び行為の内容に関する図面等

1.1 行為が行われる区域を含む広域図

普天間飛行場代替施設埋立地及び名護市辺野古地区地先埋立地の計画位置を、図-1.1.1に示す。

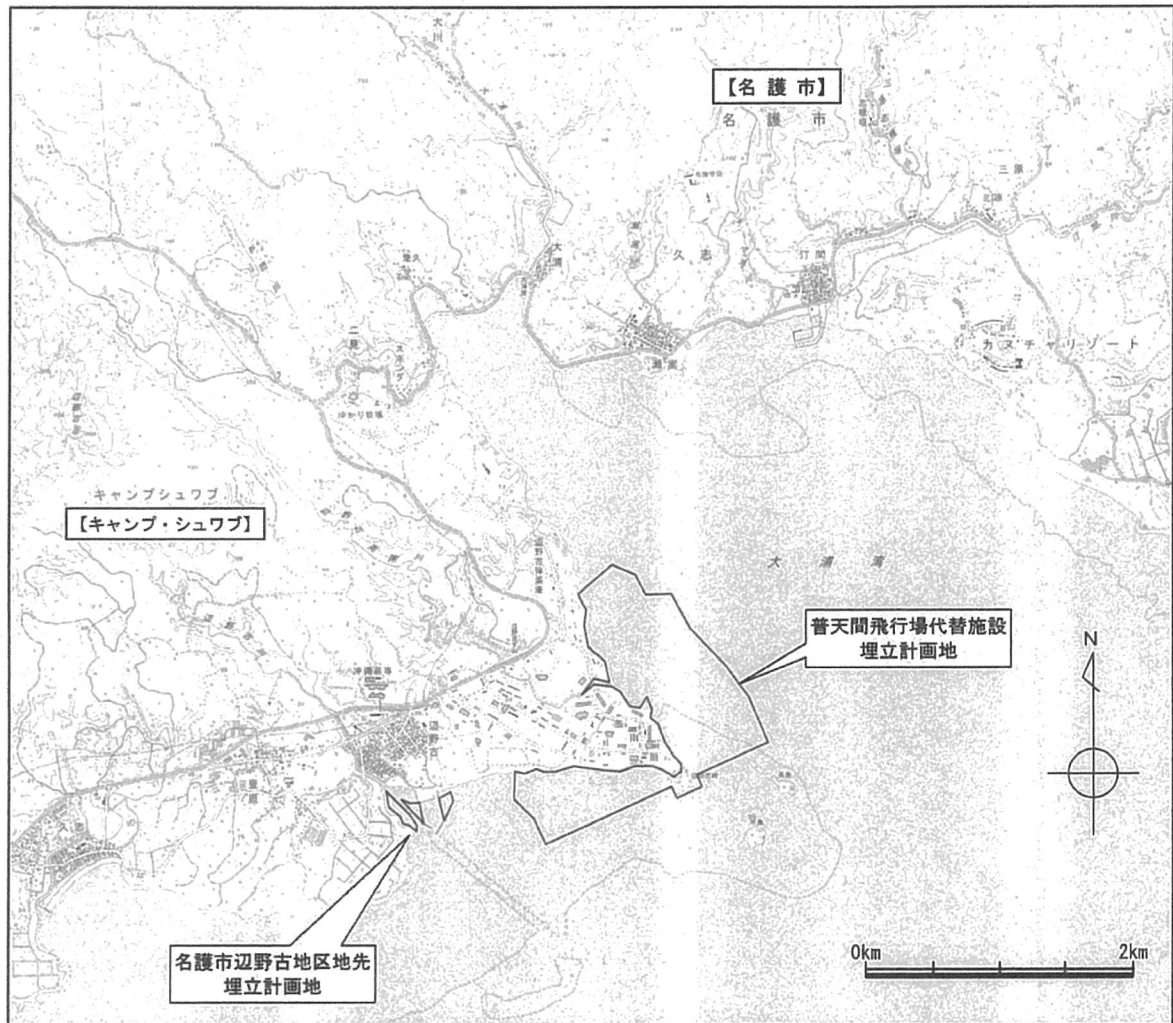


図-1.1.1 埋立地の計画位置図

1.2 区域を特定できる詳細図

1) 普天間飛行場代替施設埋立地

当該埋立地は、埋立区域の外周に、K護岸(捨石式傾斜堤)、C護岸(スリットケーソン式)及びA護岸(二重鋼管矢板式)等を構築し外海と遮断し、かつ埋立区域を中仕切護岸(捨石式傾斜堤)及び中仕切岸壁(二重鋼管矢板式)により3つの区域に分割して、各工区毎に埋立を行い造成する。

埋立区域及び護岸等の位置延長を図-1.2.1、表-1.2.1に示す。

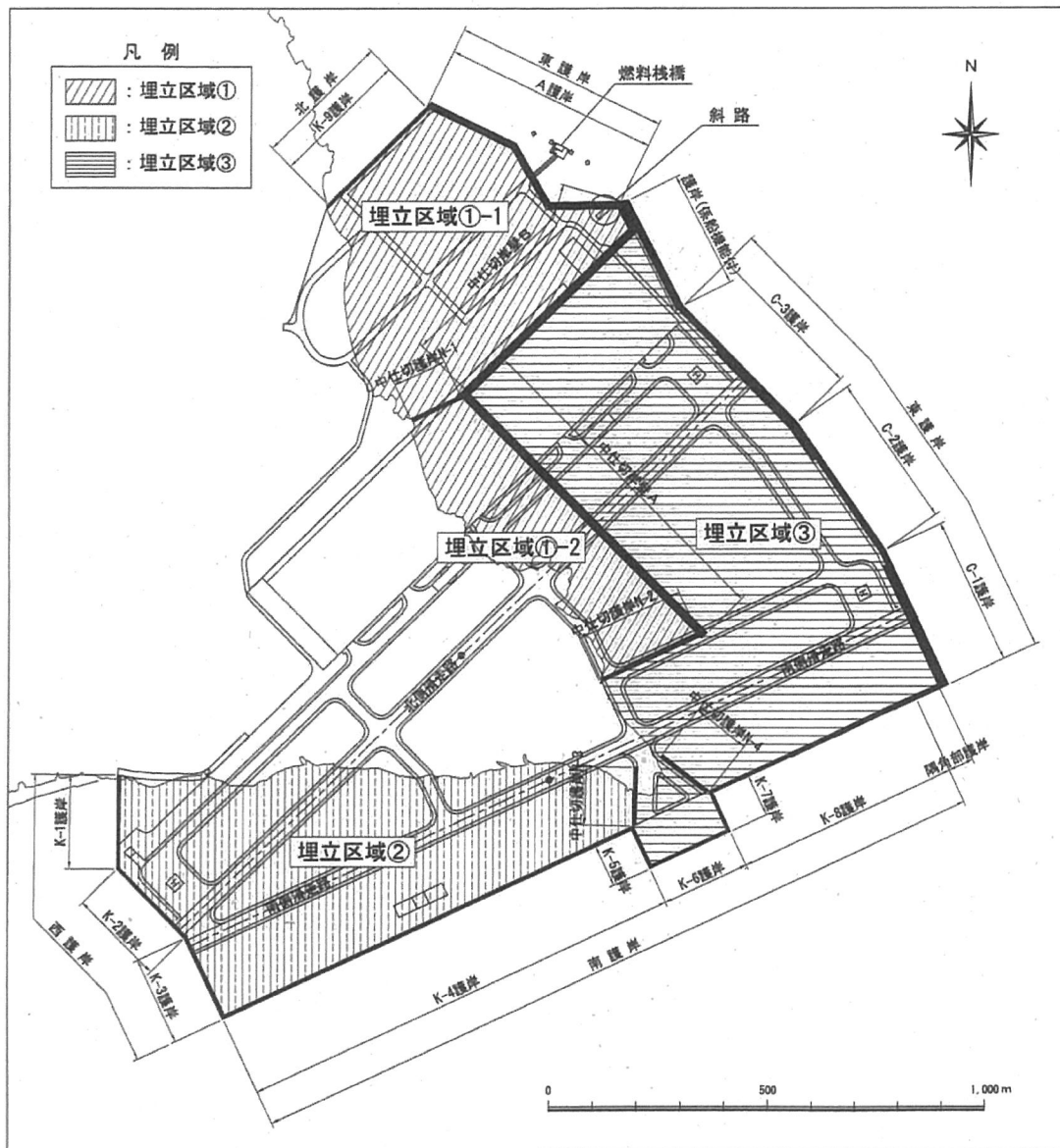


図-1.2.1 埋立区域及び護岸等の位置(普天間飛行場代替施設埋立地)

表-1.2.1 護岸等の構造形式及び延長(普天間飛行場代替施設埋立地)

区分	工作物名	構造形式	配置	施行延長
西側護岸	K-1護岸	捨石式傾斜堤	埋立地南西側前面	216.6m
	K-2護岸	同上	同上	222.6m
	K-3護岸	同上	同上	205.7m
南側護岸	K-4護岸	同上	埋立地南側前面	1,029.2m
	K-5護岸	同上	同上	98.9m
	K-6護岸	同上	同上	202.7m
	K-7護岸	同上	同上	98.9m
	K-8護岸	同上	同上	515.1m
北側護岸	K-9護岸	捨石式傾斜堤	埋立地北西側前面	315.9m
東側護岸	C-1護岸	スリットケーソン式	埋立地東側前面	343.0m
	C-2護岸	同上	同上	357.4m
	C-3護岸	同上	同上	374.5m
	隅角部護岸	ケーソン式	埋立地南東隅角部前面	60.0m
	A護岸	二重鋼管矢板式	埋立地北東側前面	543.0m
	護岸(係船機能付)	スリットケーソン式	埋立地東側前面	271.8m
斜路	斜路	二重鋼管矢板式	埋立地北東側前面	12.0m
仮設護岸	中仕切護岸	捨石式傾斜堤	埋立地内部の中仕切	647.0m
仮設岸壁	中仕切岸壁	二重鋼管矢板式	同上 ()内は、岸壁利用延長	1,376.0m (1,300.0m)

2) 名護市辺野古地区地先埋立地

当該埋立地は、埋立区域の外周に、捨石式傾斜堤を構築し外海と遮断し、埋立区域A, B, Cの各工区毎に埋立を行い造成する。

埋立区域及び護岸等の位置延長を図-1.2.2、表-1.2.2に示す。

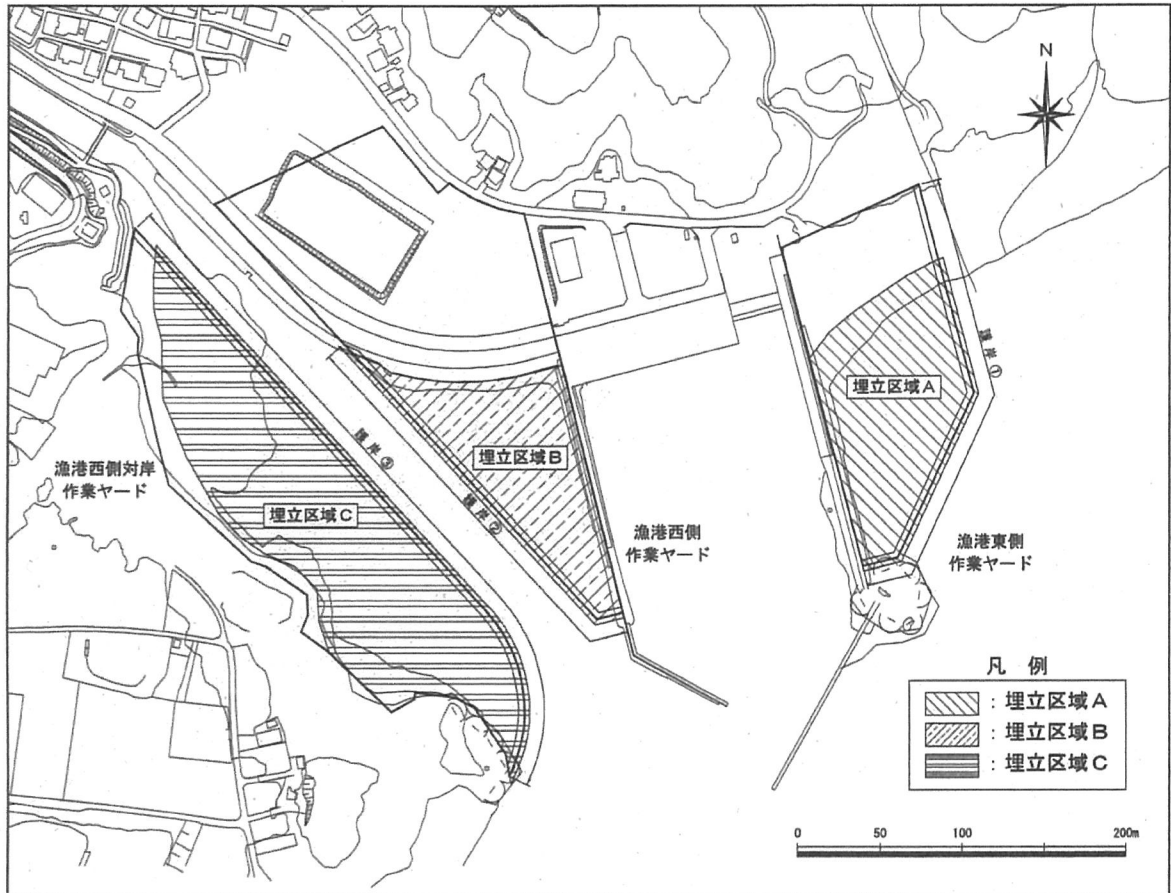


図-1.2.2 埋立区域及び護岸等の位置(名護市辺野古地区地先埋立地)

表-1.2.2 護岸等の構造形式及び延長(名護市辺野古地区地先埋立地)

区分	工作物名	構造形式	配置	施行延長
埋立区域A	護岸①	捨石式傾斜堤	辺野古漁港東側防波堤の東側	263.5m
埋立区域B	護岸②	同上	辺野古漁港西側防波堤の西側	244.1m
埋立区域C	護岸③	同上	埋立区域Bの辺野古側を挟んだ対岸部の東側	424.0m

1.3 行為の詳細な内容が判る図面

普天間飛行場代替施設埋立地及び名護市辺野古地区地先埋立地の外周護岸及び中仕切護岸・岸壁等の標準断面図及び施工手順を示す。

(次頁以降、図-1.3.1～1.3.7 参照)

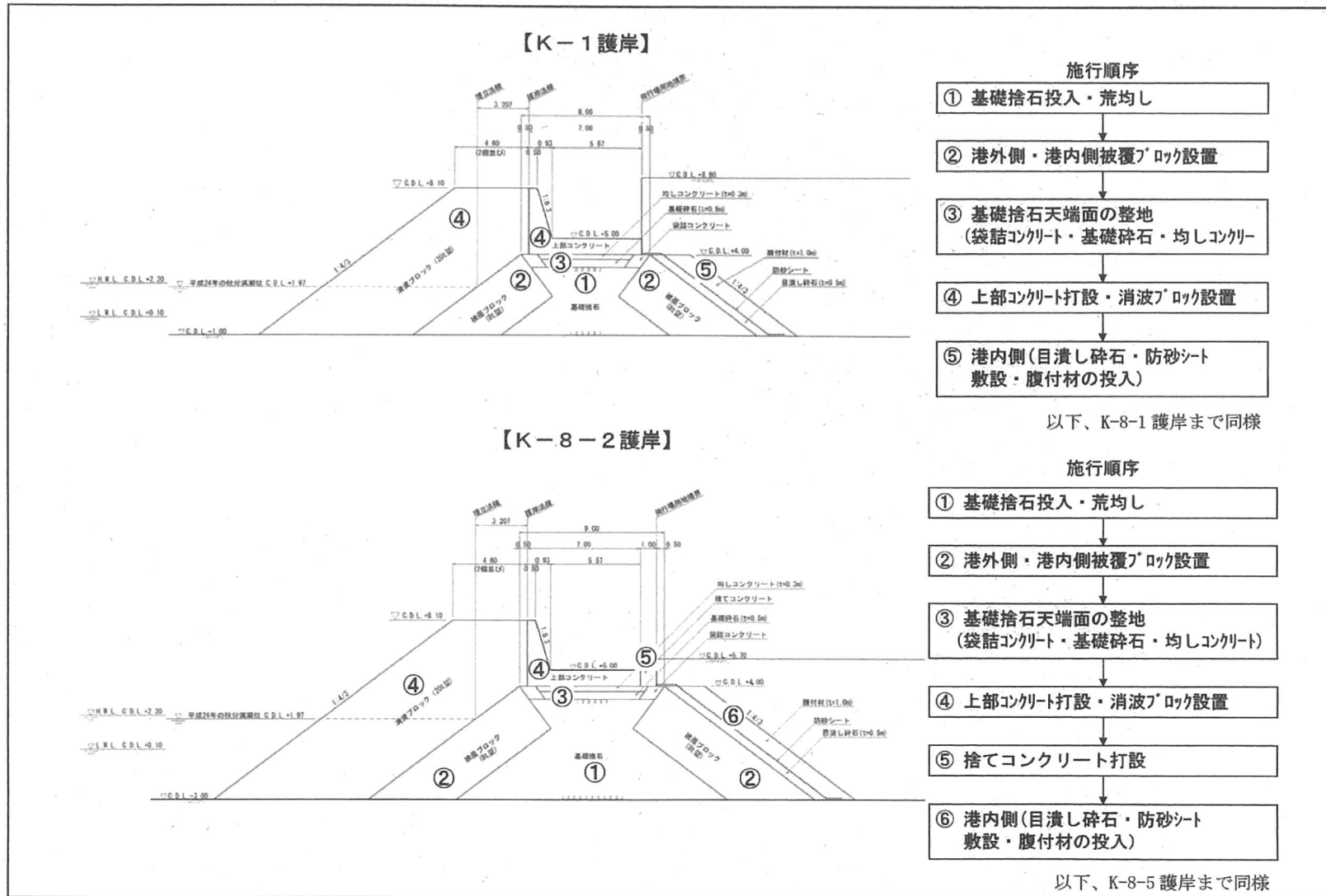


図-1.3.1 護岸等標準断面図(1) (普天間飛行場代替施設埋立地)

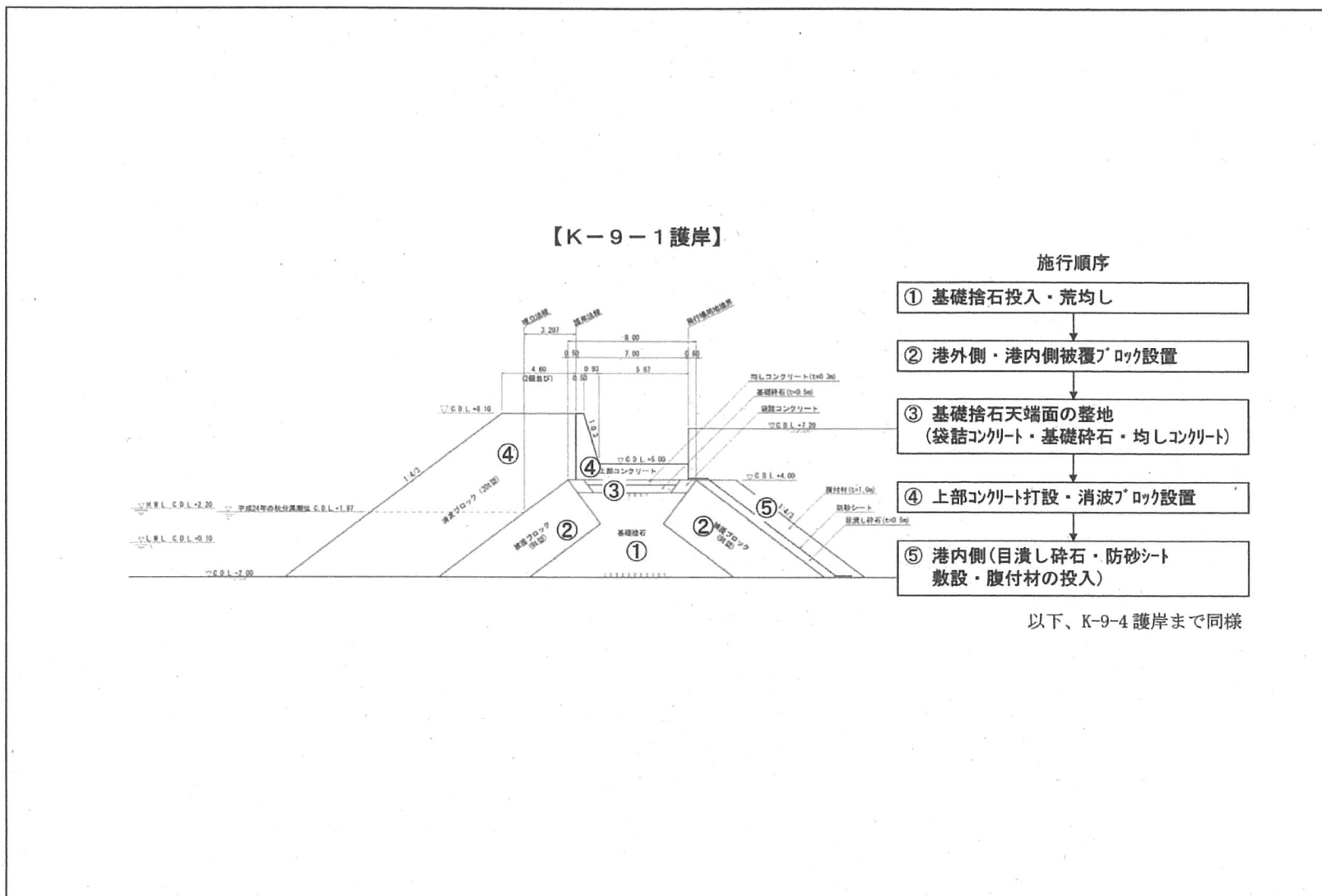


図-1.3.2 護岸等標準断面図(2) (普天間飛行場代替施設埋立地)

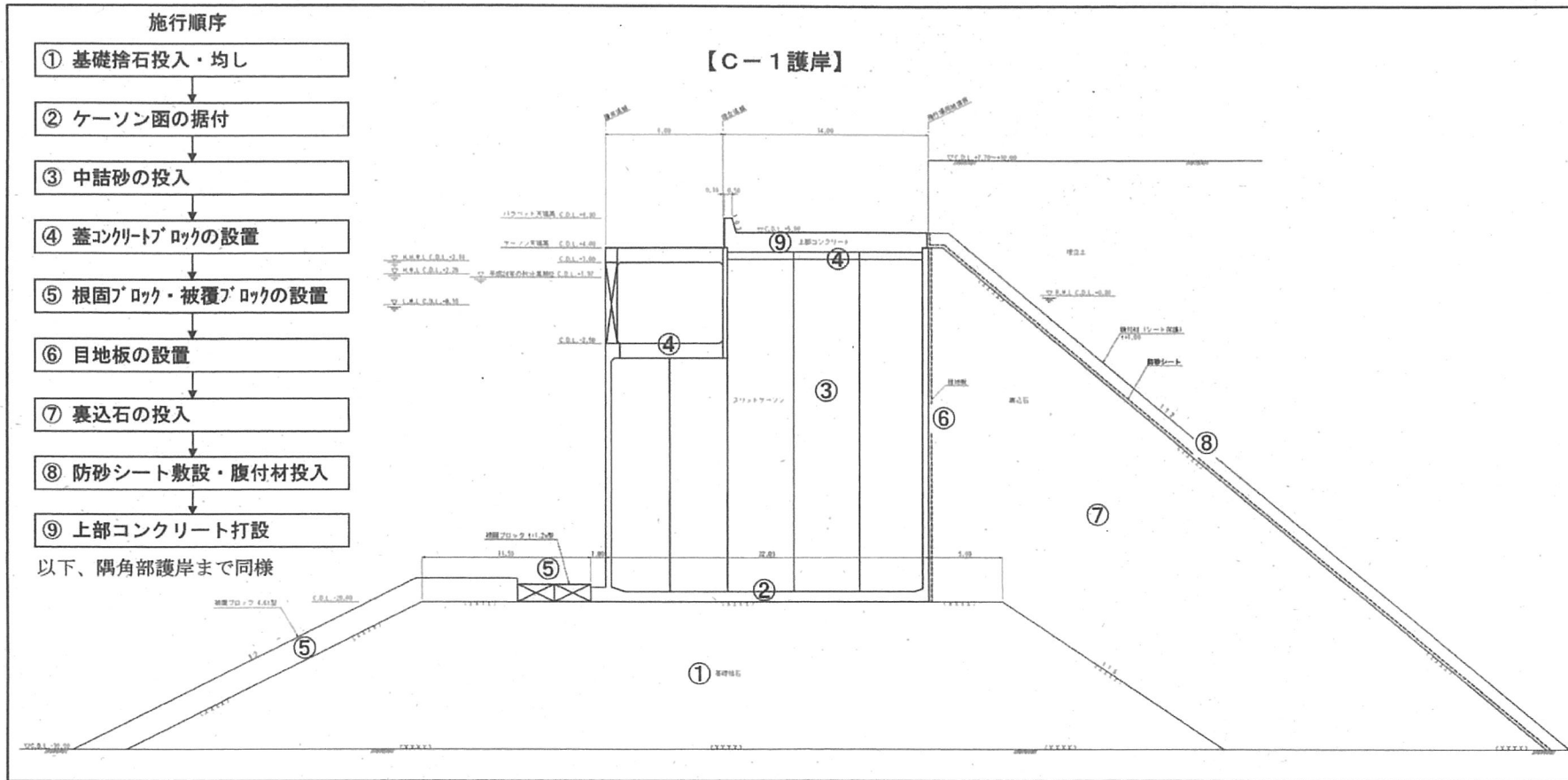


図-1.3.3 護岸等標準断面図(3) (普天間飛行場代替施設埋立地)

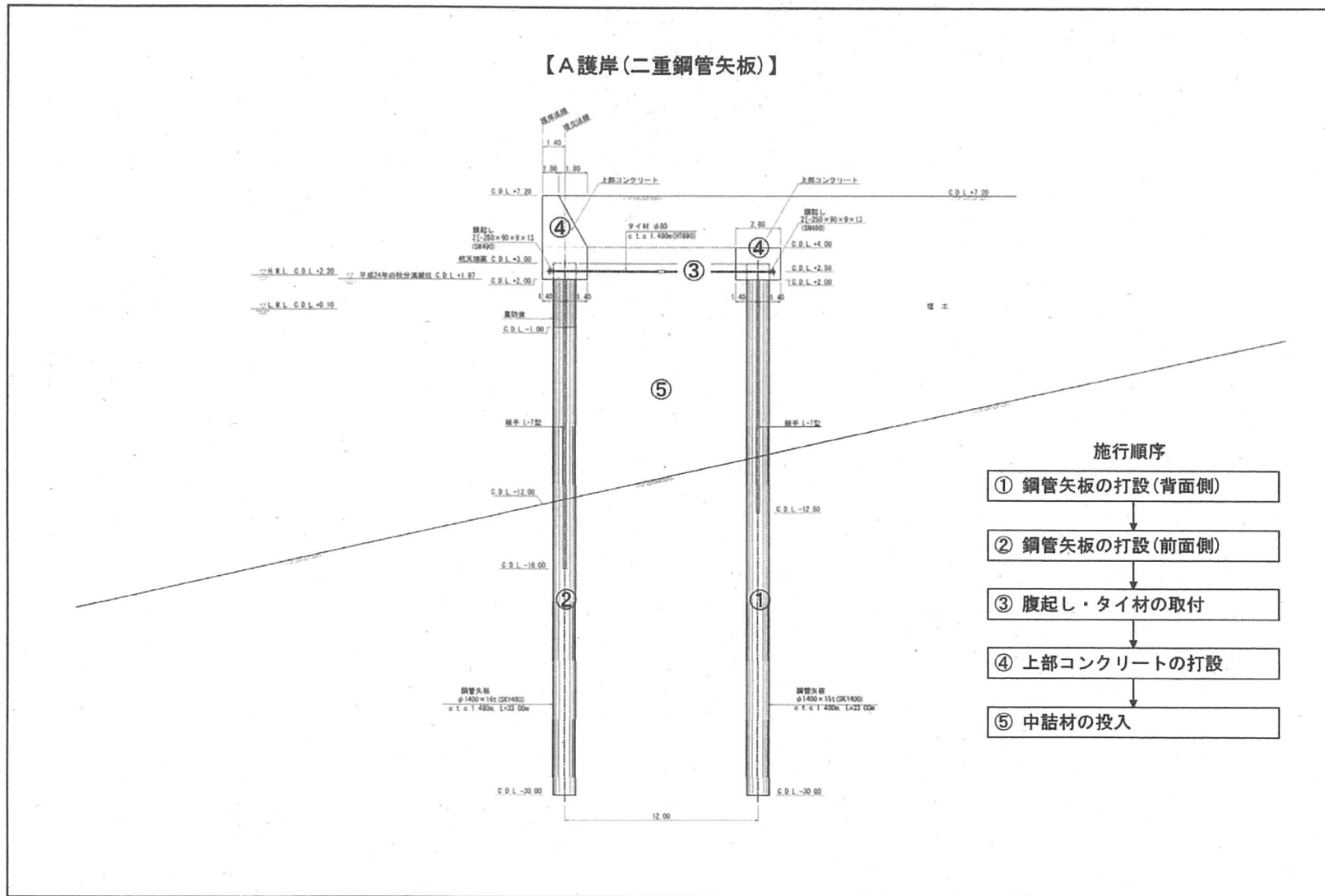


図-1.3.4 護岸等標準断面図(4) (普天間飛行場代替施設埋立地)

【護岸(係船機能付)】

施行順序

- ① 基礎捨石投入・均し
- ② ケーソン函の据付
- ③ 中詰砂の投入
- ④ 蓋コンクリート[※]ロックの設置
- ⑤ 根固[※]ブロックの設置
- ⑥ 目地板の設置
- ⑦ 裏込石の投入
- ⑧ 防砂シート敷設・腹付材投入
- ⑨ 上部コンクリート打設

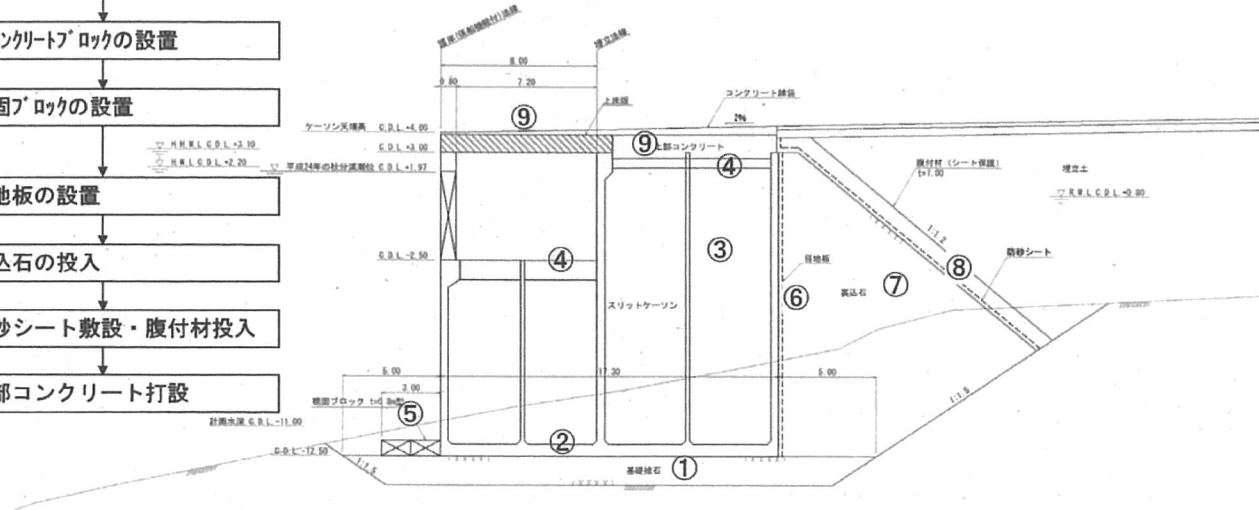


図-1.3.5 護岸等標準断面図(5) (普天間飛行場代替施設埋立地)

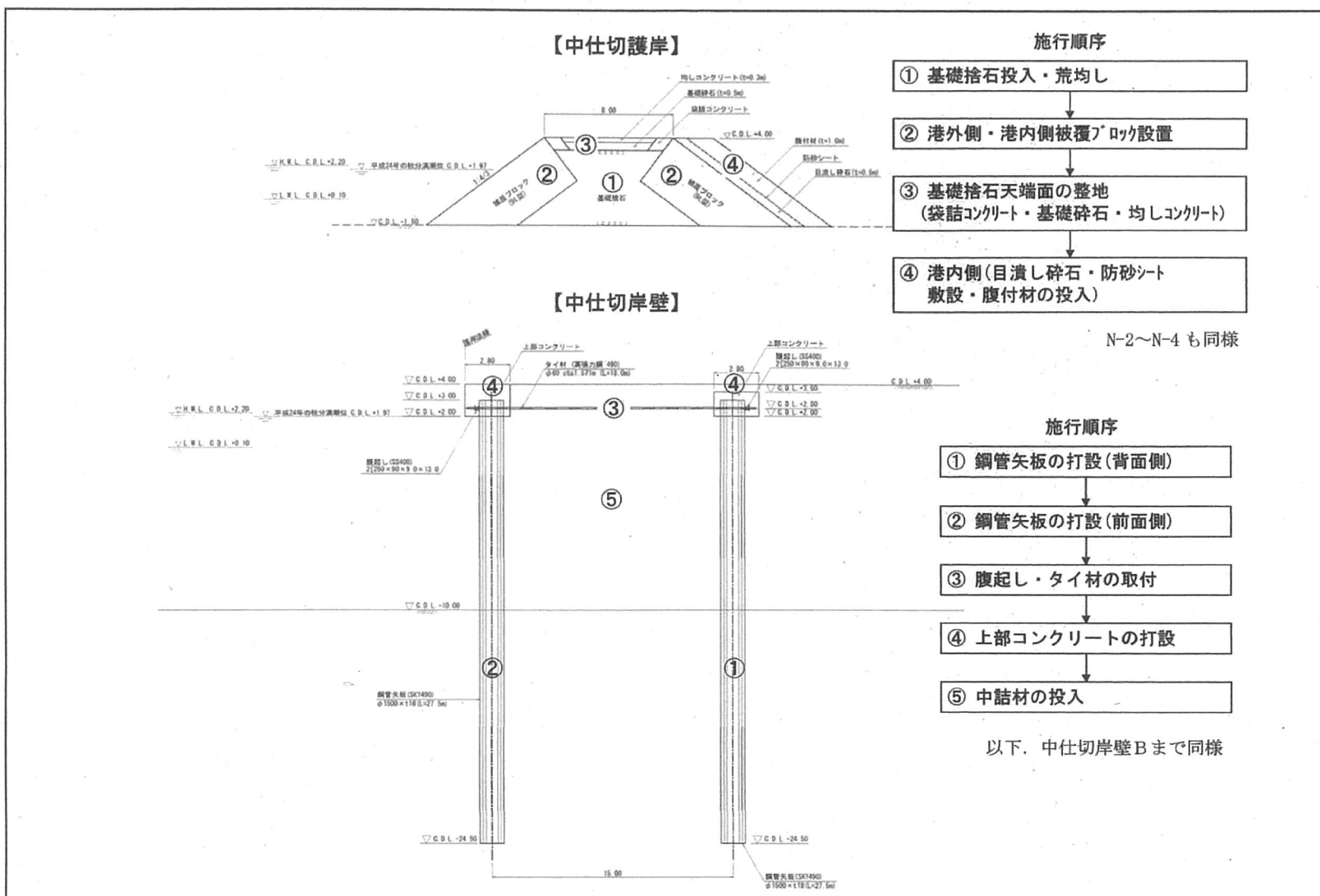


図-1.3.6 護岸等標準断面図(6) (普天間飛行場代替施設埋立地)

【名護市辺野古地区地先埋立地護岸】

施行順序

- ① 防砂シート(底面部)・洗掘防止シート敷設
- ② 基礎捨石投入・均し
- ③ 捨石(雑石)投入・均し
- ④ 防砂シート(背面部)敷設
- ⑤ 上部コンクリート打設・被覆石設置
- ⑥ 水叩き工(路盤工・水叩きコンクリート等)

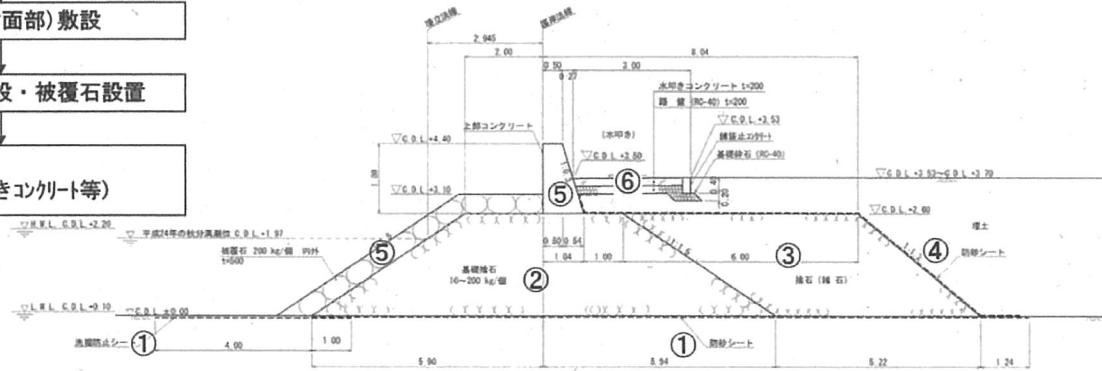


図-1.3.7 護岸等標準断面図(7)(名護市辺野古地区地先埋立地)

■行為に関する概要説明書及び行為の範囲を明示した現況写真

1.1 行為の内容及び必要性

1) 普天間飛行場代替施設

普天間飛行場の早期移設・返還を実現するため、普天間得飛行場代替施設として、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾に一部埋立てにより飛行場用地を造成し、V字型の2本の滑走路を新設する計画である。

表-1.1.1 滑走路(1本)主要諸元

飛行場用地面積	204.8ha、うち埋立面積 152.5ha	
着陸帯	長さ 1,321.92m	幅 304.8m
過走帯	長さ 239.04m	幅 304.8m
滑走路	長さ 1,200m	幅 30m
オーバーラン	長さ 300m	幅 30m

2) 名護市辺野古地区地先

普天間飛行場代替施設建設に当たっての護岸等に用いられる消波ブロック・被覆ブロック等の製作・養生・仮置及び石材等の仮置ヤードとして、名護市辺野古地区地先に埋立てにより用地を造成する計画である。

1.2 施工方法

1) 普天間飛行場代替施設

a) 埋立法

本埋立においては、中仕切護岸及び中仕切岸壁により、埋立区域を大きく3つの区域に分割し、埋立工事期間の短縮を目的として、各々次に示すような位置付けとした。(図-1.2.1参照)

- ・埋立区域①：埋立施行能力の高い作業船による、埋立土砂の仮設揚土岸壁・仮置ヤードを早期に整備する区域として位置付ける。
 - ・埋立区域②：水深が浅く陸上からの埋立を基本とする区域。
 - ・埋立区域③：水深が深く海上からの埋立を基本とする区域。
- 以下、各区域の埋立法を概説する。

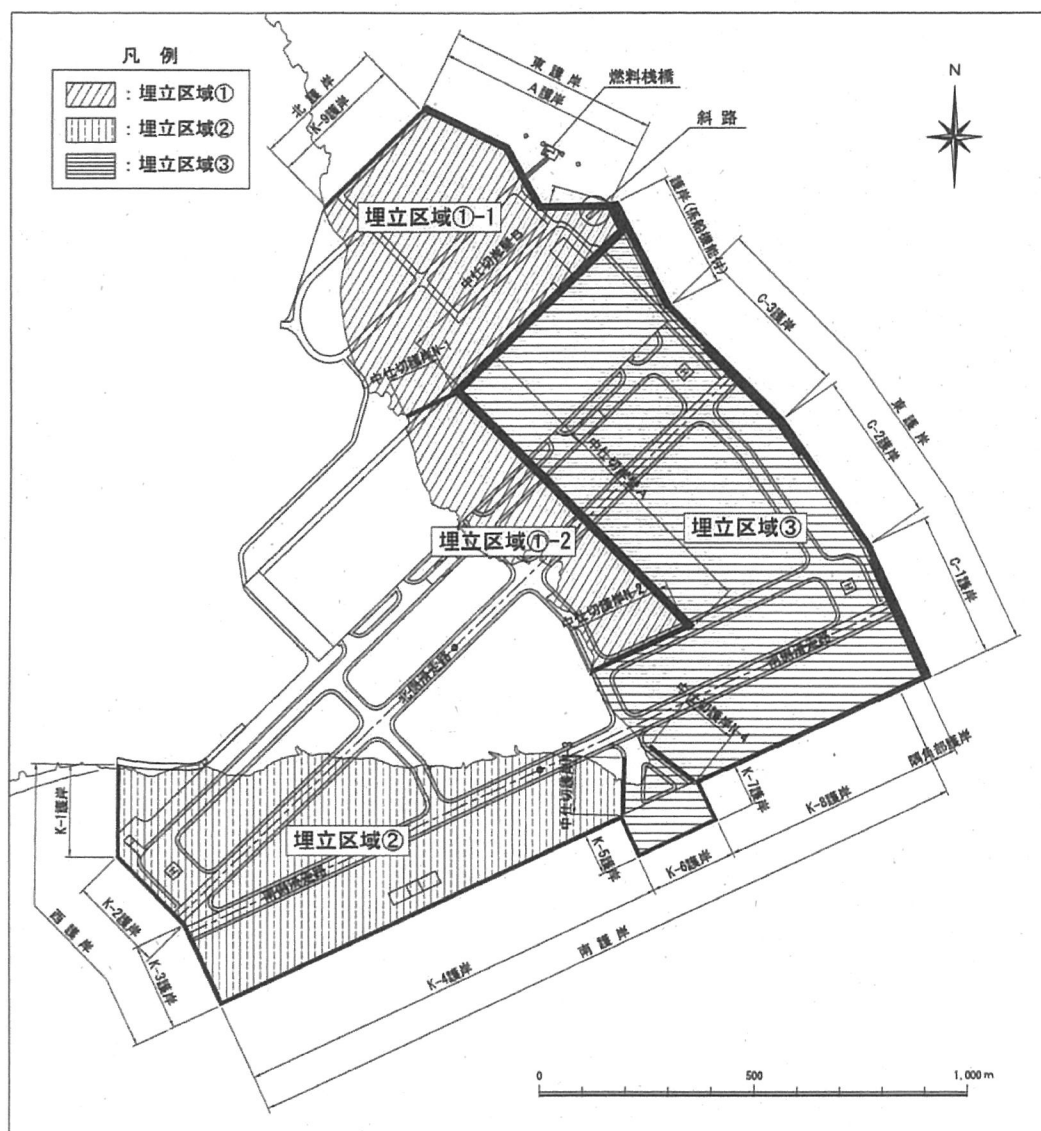


図-1.2.1 埋立区域区分図

ア) 汚濁防止膜の展張及び施行区域の明示

本埋立工事を施行するに当たり、埋立工事期間中の海水の濁り拡散防止を目的とした汚濁防止膜を展張し、工事の施行区域を明示するための浮標灯を設置する。

イ) 埋立区域① (①-1 工区と①-2 工区)

本埋立区域のうち、埋立区域①-1 工区については、工事の早い段階で、K-9 護岸、A 護岸、中仕切護岸N-1 及び中仕切岸壁Bにより閉合した後(1 年次 11 ヶ月目で完全閉合)、ベルトコンベアにより埋立区域付近に運搬したダム周辺切土を、ダンプトラックにより搬入し、ブルドーザーで巻き出す埋立工法を採用した。

埋立区域①-2 工区については、中仕切岸壁A、中仕切護岸N-1 及び中仕切護岸N-2 により閉合した後(埋立区域①-1 とほぼ同時期)、構築された中仕切岸壁A・Bより、埋立施行能力の高いガット船により埋立土砂を投入し、ブルドーザーで巻き出す埋立工法を採用した。

外周護岸の一部及び中仕切岸壁の構造を、急速施工が可能な二重鋼管矢板式構造とすることにより、他の埋立区域の埋立土砂揚土岸壁として利用して、当該埋立区域の造成を早めることとしている。

ウ) 埋立区域②

本埋立区域は、水深が非常に浅いことから、陸上からの埋立を基本とした。

外周護岸であるK-1 護岸～K-4 護岸と、中仕切護岸N-3 により閉合した後(2 年次 4 ヶ月目で完全閉合)、先に埋立られた埋立区域①の中仕切岸壁にガット船により揚陸された土砂をダンプトラックにて搬入し、ブルドーザーで巻き出す埋立工法を採用した。

エ) 埋立区域③

埋立工事期間を短縮するには、埋立施行能力の高い作業船を極力長い期間使用する必要があるが、中仕切岸壁を長期間・最大限利用するためには、本埋立区域の閉合時期は遅くせざるを得ない。同様に、埋立工事期間の短縮を図るためには、本埋立区域は、外周護岸等により完全に閉合される前に埋立を開始する必要があるため、海水の汚濁拡散防止を目的として、外域に汚濁防止膜を展張することとした。

本埋立区域は、K-5 護岸～K-8 護岸及びC-1 護岸の一部が構築された後、中仕切岸壁に揚土船により揚陸された埋立土砂、及び一部構築されたC-1 護岸にガット船により揚陸された埋立土砂を、ダンプトラックにて搬入し、ブルドーザーで巻き出す埋立工法を採用した。

その後、C-2 護岸及びC-3 護岸を構築し、同様の工法にて順次埋立範囲を拡張し、東側外周護岸の最終閉合区間である護岸(係船機能付)の構築と並行して、空港島切土を当該護岸(係船機能付)の背面に陸上よりダンプトラックにより搬入し、ブルドーザーで巻き出し、本埋立区域の埋立を終了する。

本埋立に関する工事の工程表を表-1.2.1 に示す。

2) 名護市辺野古地区地先

a) 埋立工法

本埋立区域は、図-1.2.2 に示す通り、辺野古漁港防波堤の東側(埋立区域A)及び西側(埋立区域B)並びに辺野古川を挟んだ辺野古漁港の西側対岸部(埋立区域C)の3箇所からなる。

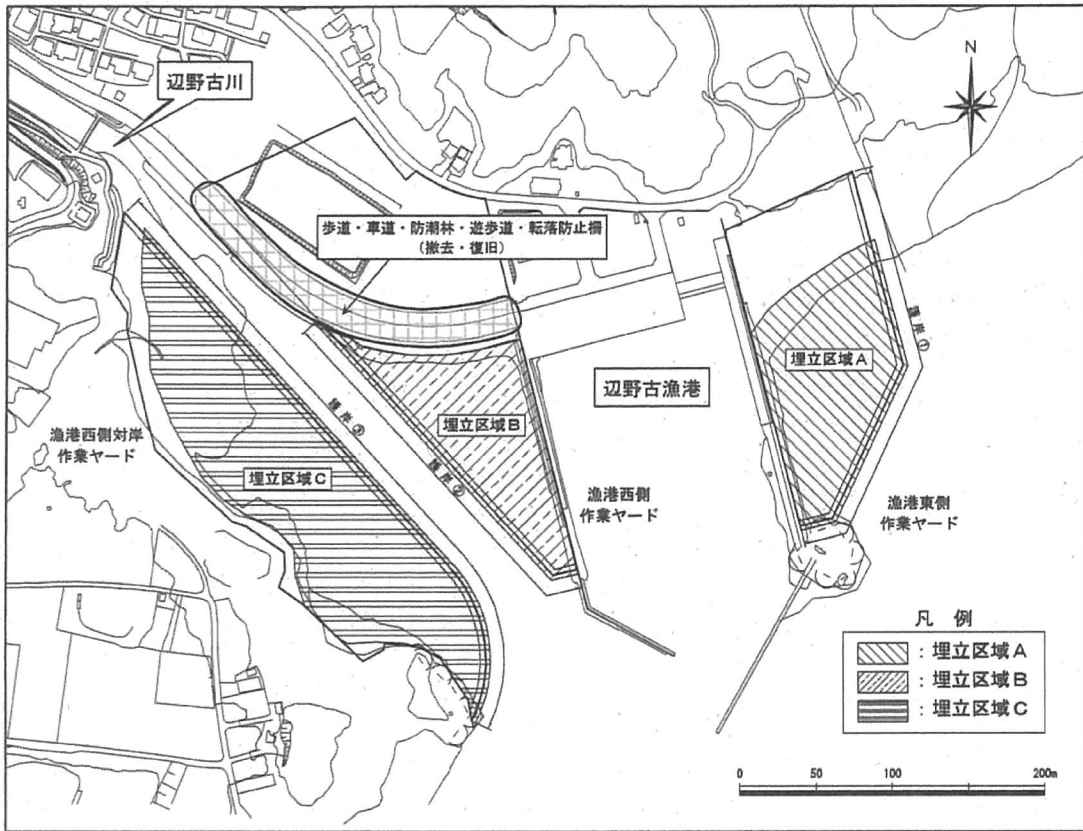


図-1.2.2 埋立区域区分図

ア) 汚濁防止対策

本埋立に当たっては、護岸築堤時に、護岸背面の捨石表面に埋立土砂の捨石隙間からの吸出し・流出を防止する目的で防砂シートを設置し、埋立時の海域の汚濁防止を図っている。

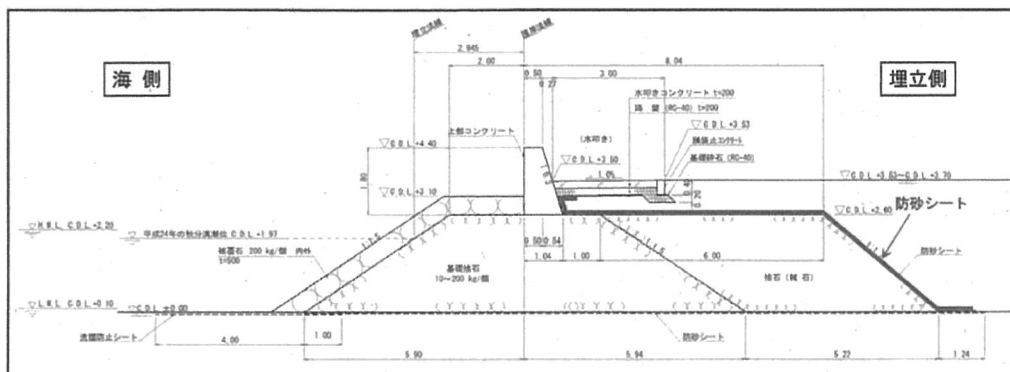


図-1.2.3 防砂シートによる埋立時の汚濁防止対策

イ) 埋立区域 A

本埋立区域は、水深が非常に浅いことから、陸上からの埋立を基本とした。

まず、本埋立区域の造成に先立ち、国道 329 号の辺野古交差点付近より、キャンプシュワブ西側敷地内を南北に縦走する仮設道路 A を、当該埋立地に向けて構築する。

次に、構築された本仮設道路 A を利用して、ダンプトラックにより埋立土砂を搬入し、ブルドーザーにて巻き出す埋立工法を採用した。

ウ) 埋立区域 B

本埋立区域についても埋立区域 A と同様、水深が非常に浅いことから、陸上からの埋立を基本とした。

埋立区域 A の埋立に当り構築した仮設道路 A の南側端部付近より、西側へ同様に仮設道路 C-1 を当該埋立地に向けて構築する。

仮設道路 A 及び辺野古漁港背面の既設道路（仮設道路 C-1 が完成するまでの間）並びに仮設道路 C-1 を利用して、ダンプトラックにより埋立土砂を搬入し、ブルドーザーにて巻き出す埋立工法を採用した。

エ) 埋立区域 C

本埋立区域についても埋立区域 A と同様、水深が非常に浅いことから、陸上からの埋立を基本とした。

まず、埋立区域 B の造成の進捗に合わせて、埋立区域 B より、辺野古川を横断する仮設道路 C-2 及び仮設道路 C-3 を構築し、当該埋立地と埋立区域 B を繋ぐ。

次に、構築された仮設道路 A、仮設道路 C-1、仮設道路 C-2 及び仮設道路 C-3 を利用して、ダンプトラックにより埋立土砂を搬入し、ブルドーザーにて巻き出す埋立工法を採用した。

本埋立に関する工事の工程表を表-1.2.1 に示す。

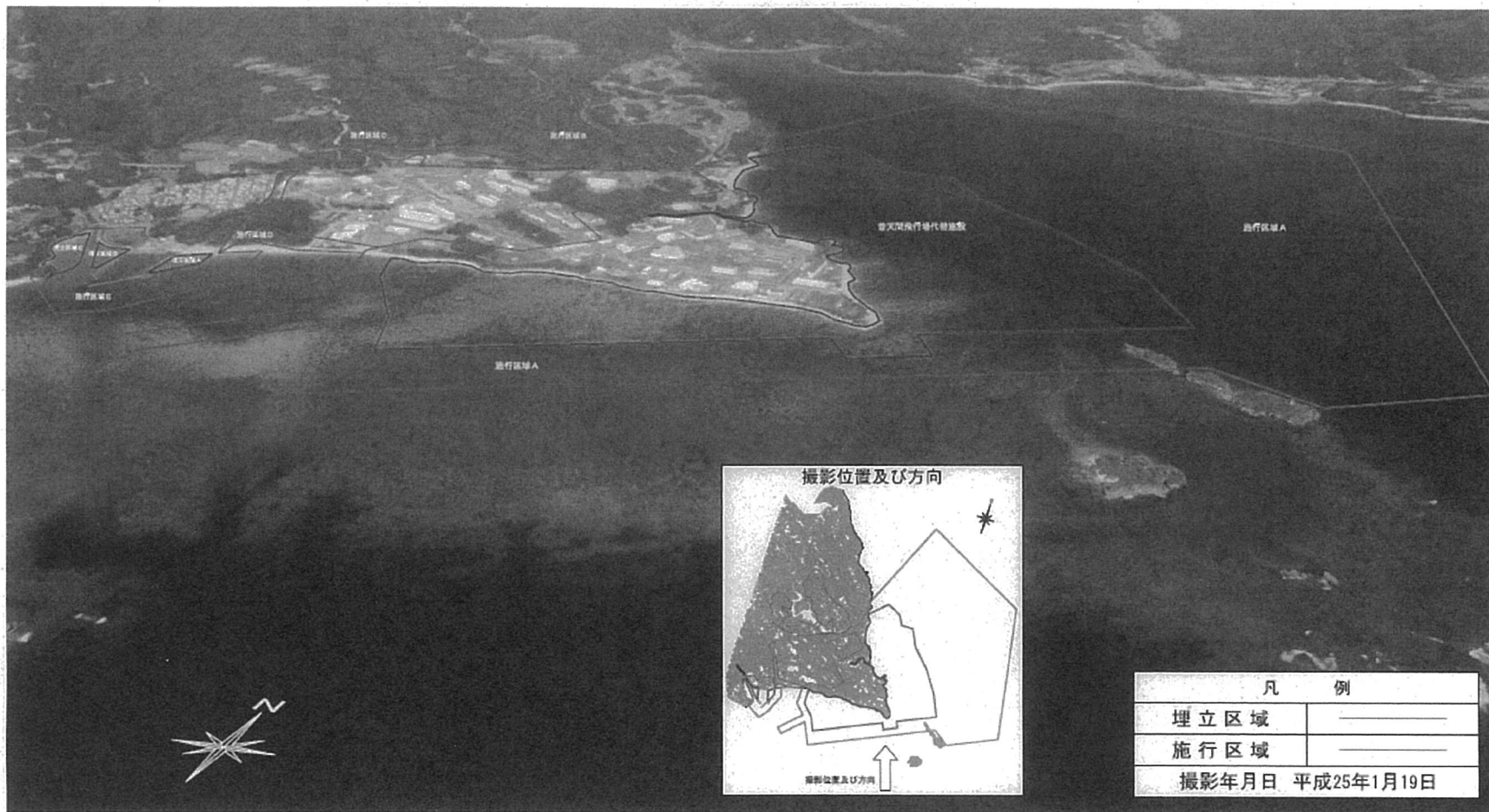
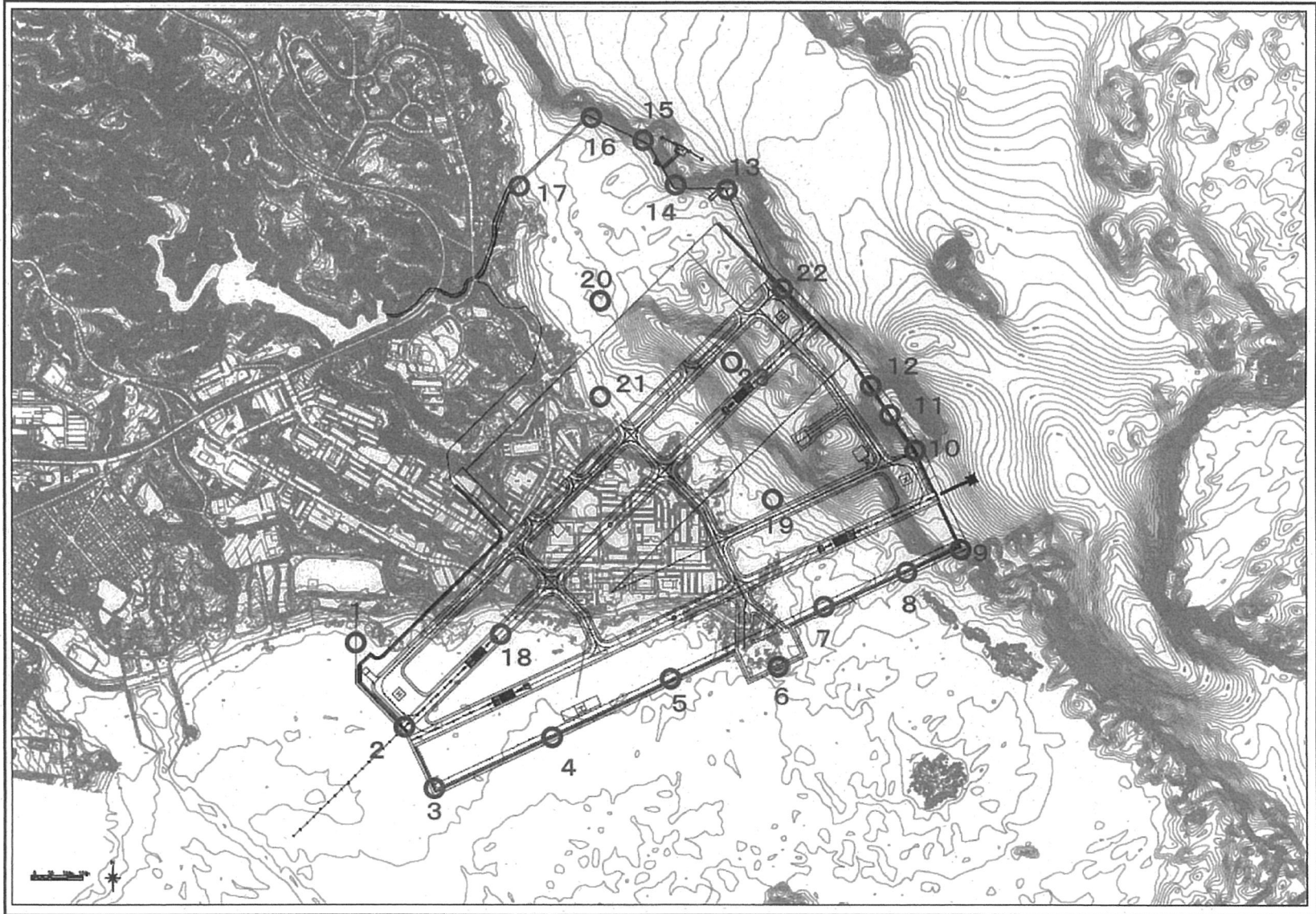


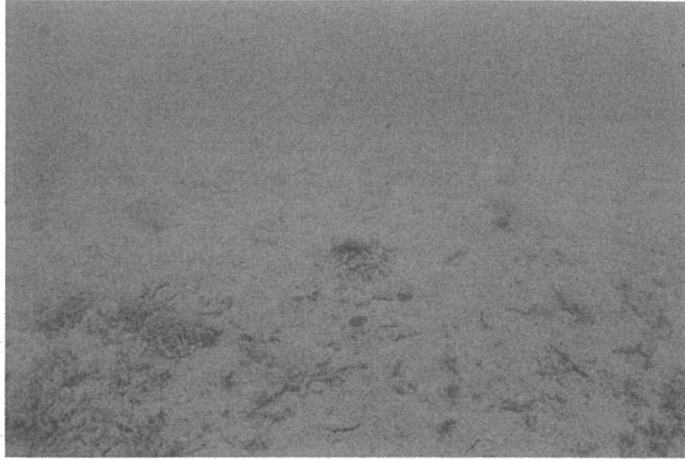
図-1.3.1 工事区域遠景

海底狀況攝影位置



海底状況写真

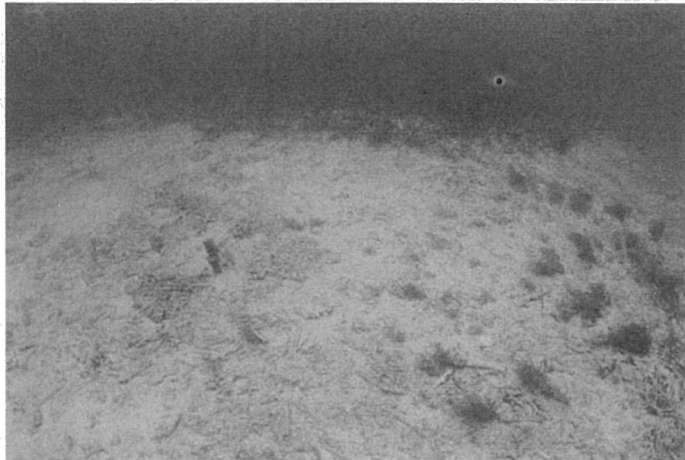
NO1



NO2



NO3

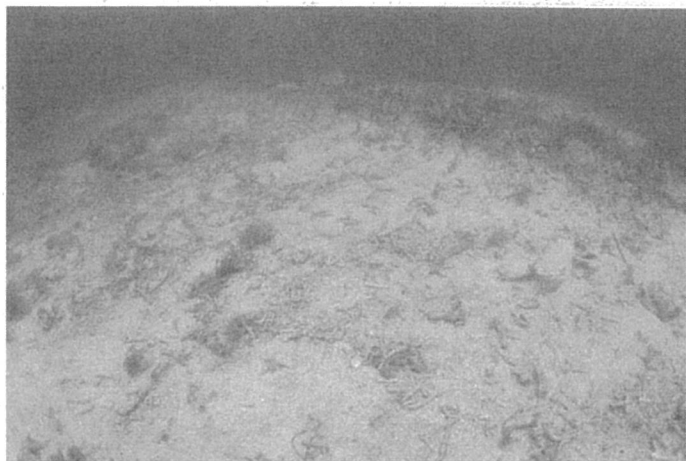


NO4



海底状況写真

NO5



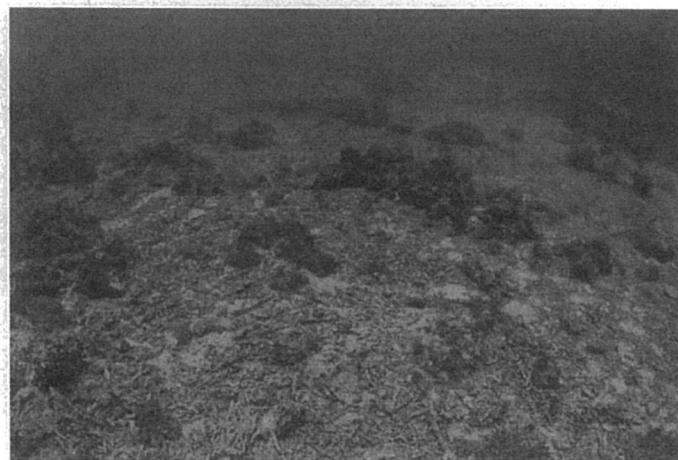
NO6



NO7



NO8



海底状況写真

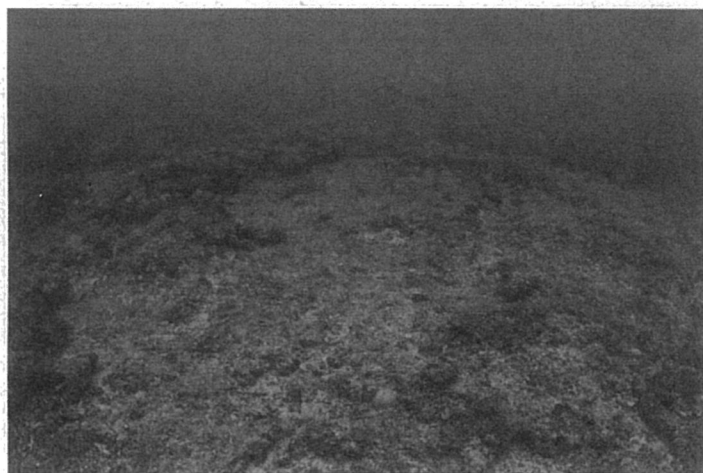
NO9



NO10



NO11



NO12



海底状況写真

NO13



NO14



NO15



NO16

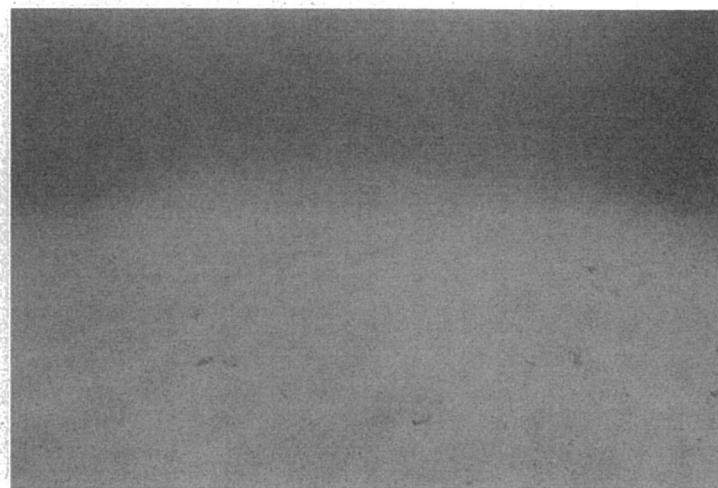


海底状況写真

NO17



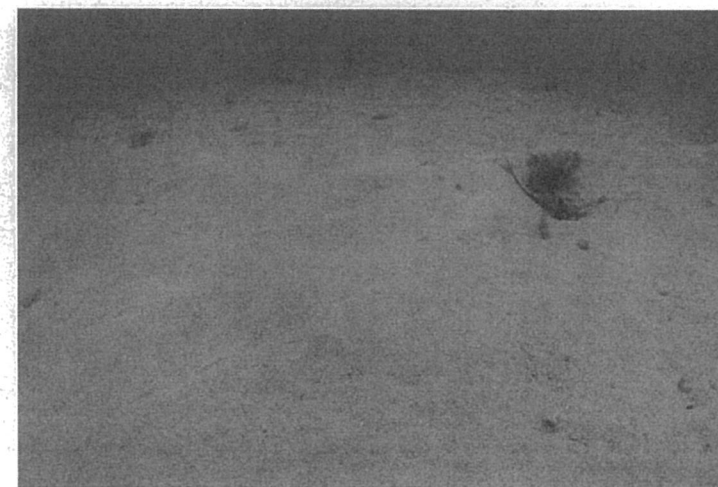
NO18



NO19



NO20



海底状況写真

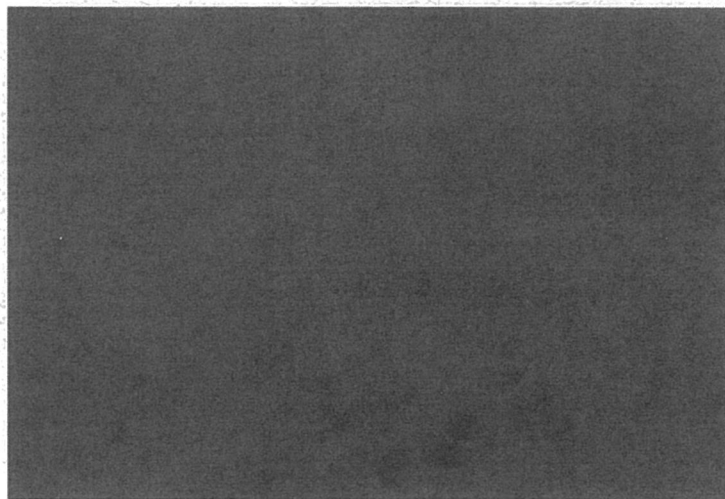
NO21



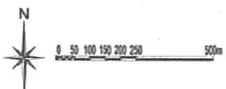
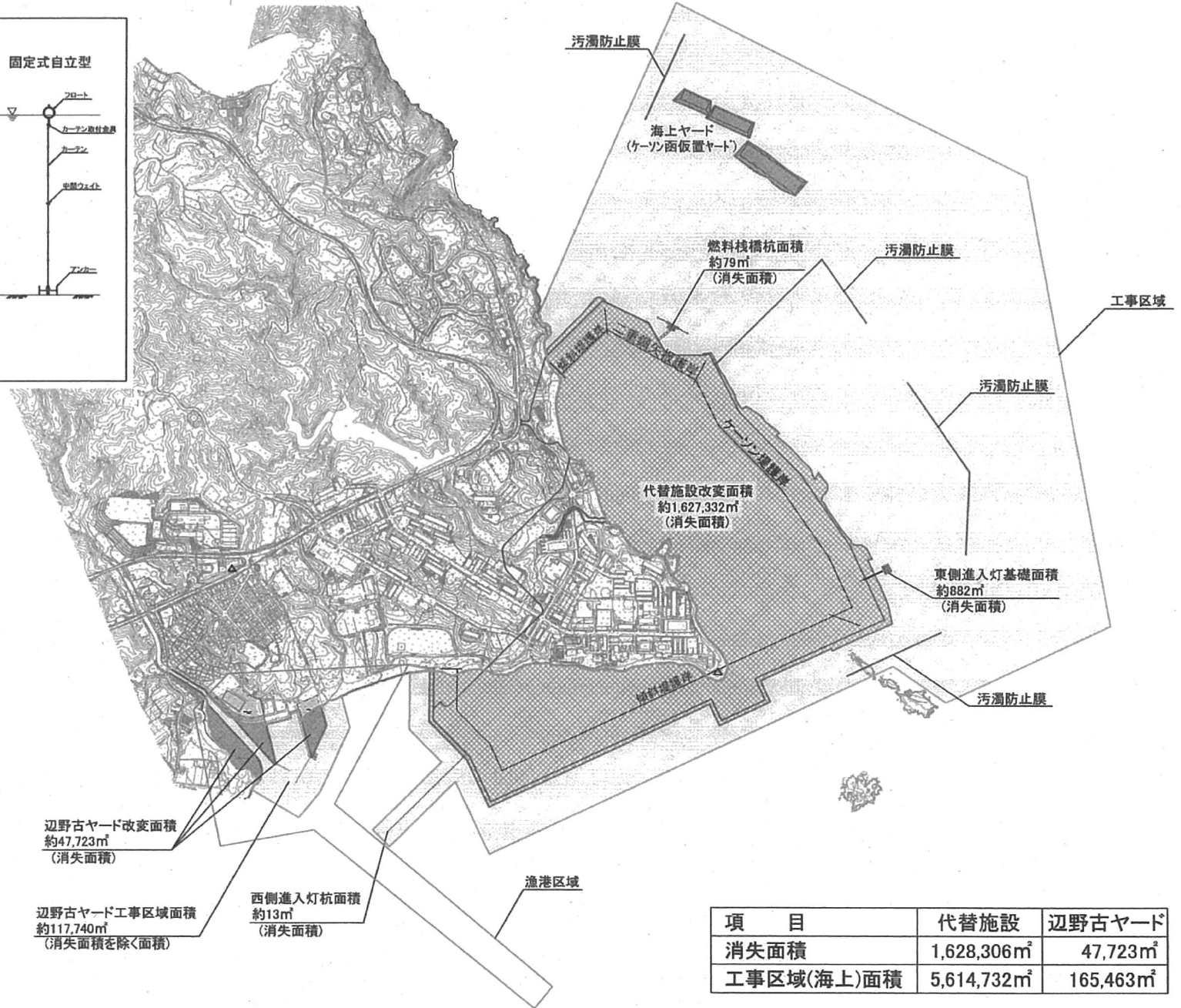
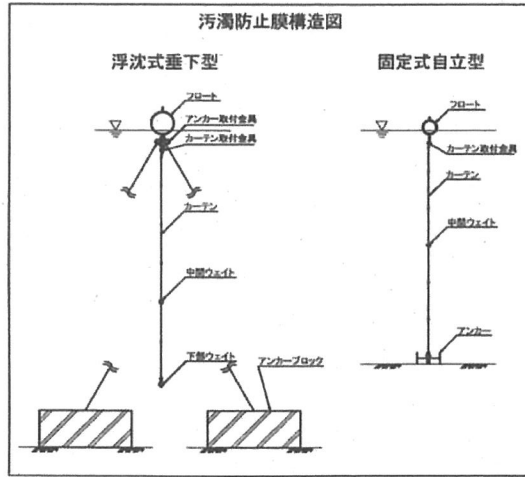
NO22



NO23



行為の面積及び容積の計算書



項目	代替施設	辺野古ヤード
消失面積	1,628,306㎡	47,723㎡
工事区域(海上)面積	5,614,732㎡	165,463㎡